

氏名	中村 俊彦	(学籍番号 19DS02)	
学位の種類	博士 (社会福祉学)		
学位記番号	9号		
学位授与年月日	2023年3月9日		
論文題目	身体障害者への職業リハビリテーションの実践史—戦後から高度経済成長期までに労災病院が果たした役割—		
論文審査担当者	委員長	川向 雅弘	教授
	委員	大城 昌平	教授
	委員	藤田 美枝子	教授
	委員	野田 由佳里	教授
	委員	大友 信勝	教授

## 論文要旨

### 1. はじめに

職業リハビリテーション（以下、職リハ）は社会経済との関係が強く、社会科学的側面を有していると考えられる。とくに、戦後から高度経済成長期における身体障害者の職リハについては、社会経済的な動きが大きい中で様々な取り組みが行われた。この点を踏まえ、本研究では社会科学的方法を選択し、方法として歴史的研究が適切と考えた。

### 2. 先行研究および学術的背景

戦後から高度経済成長期までの身体障害者への職リハは、身体障害者福祉法にその萌芽がみられ、当初は傷痍軍人の職業問題にも対応を可能とした。その後、高度経済成長期までの職リハは、産業構造や疾病構造の変化に対応すべく、様々な施策が実施されてきたといえる。身体障害者雇用促進法（1960年）の制定は、ILO勧告第99号（1955年）の影響を受けたと考えられ、同法においては身体障害者の雇用は事業主の努力義務とされた。

職リハと関係が深い労災病院でも、社会経済面を踏まえた展開が必要とされた。高度経済成長が進むにつれ、産業界からは労働力不足の声が高まり、軽度の身体障害者には、働き手としての期待が生まれた。身体障害者を労働力として活かすための法制度の整備も行われたが、産業界は身体障害者の採用に対して作業能力を重視したため、雇用される身体障害者は軽度の者が多く、働くことを通じての経済的自立を目指したと考えられる重度身体障害者の雇用はさほど成果をあげることはなく、課題として残されることとなった。

### 3. 本研究の意義

わが国における傷痍軍人の職業問題に関する研究はいくつか確認できる。身体障害者福祉法、身体障害者雇用促進法等に関する研究は、社会福祉、リハビリテーション等の幅広い領域で研究が取り組まれている。そうした中、戦後から高度経済成長期までの時期における身体障害者への職リハの実践に関する先行研究は非常に少ない。本研究では、上記期間における身体障害者への職リハの実践を社会科学的手法に考

察し、わが国のリハビリテーション（以下、リハ）の歴史研究に知見を提供することを目指す。

#### 4. 研究の目的及び課題

##### 1) 研究目的

戦後から高度経済成長期までの身体障害者に対する職リハの実践を歴史的に考察する。

社会経済的側面を踏まえ、身体障害者への職リハのモデルと考えられる労災病院における実践を例に考察を掘り下げ、対象期間における身体障害者の職リハの実践と成果を示す。

##### 2) 研究課題

- ① 戦後の傷痍軍人への職業的支援
- ② 身体障害者福祉法における職リハの位置づけ
- ③ 労働力不足と身体障害者の就労（産業界からの要請）
- ④ 九州労災病院における職リハの実践
- ⑤ 1970年代の職リハの変化（疾病構造への対応）

##### 3) 研究の方法（倫理的配慮、利益相反）

本研究は歴史的研究であり、文献研究を主とし、文献の使用に際しては、研究倫理上の配慮として出典を明記する。

#### 5. 結果

戦後から高度経済成長期にかけての身体障害者への職リハは、社会経済的側面との関係が強かった。わが国の職リハは欧米先進国の影響を受けながらも、傷痍軍人対策および産業界との連携を視野に入れつつ独自の発達を遂げてきた。当初は「治療」としてのリハに注目が集まり、身体機能が向上し、就職につながる等の成果もみられたが、高度経済成長期にかけては疾病構造が変化し、「治療」的な側面に人的、物理的な「環境整備」の側面への関わりが必要となり、1960年代後半には「チーム」「地域」といった概念が臨床でも謳われるようになった。そうした中、労災病院では、各専門職が身体障害者の職リハの実践を支えていた。九州労災病院（以下、九労）における職リハでは、（当時）いち早く整備された国内屈指の設備、充実したスタッフ、臨床と教育の両輪がシステムチックに機能するなど、リハ全体への教育的役割も担う存在であり、外部からの見学者も多く見られた。

#### 6. 考察

わが国でのリハは、当初は「更生」と訳されたことで職業的自立が目標となり、職リハはその目標を達成するための有力な方法とされた。高度経済成長期が終焉を迎える頃には、新たな目標設定を余儀なくされ、研究結果から対象時期を3つの区分に分けた。

職リハ黎明期では戦後の社会経済の混乱から高度経済成長期に入る時期であり、当時の厚生省、労働省がそれぞれの視点から身体障害者への施策を展開した。労災病院の多くの設置が職リハと労災病院の関係性を強くしたと考えられた。職リハ進展期では、1960年の身体障害者雇用促進法制定にみられるように身体障害者の職業問題への関心が高まりをみせた。しかしながら、当初は雇用率を努力義務としたことで、身体障害者雇用は事業主の意識に任せる結果となった。働き手としての（戦力として）身体障害者が産業界から期待された社会状況が生まれていたことを足がかりに身体障害者の雇用の進展を図れた機会

もあつたと考えられる。リハ専門職として、1960年代前半に理学療法士（以下、PT）、作業療法士（以下、OT）の養成が開始され、1965（昭和40）年に国家資格化（法律公布）された。PT、OTの養成は疾病構造の変化等により増えてきた障害者への対応を目指したものと考えられたが、すでに実践されていた職リハにも開拓的な取り組みが行われた。職リハ模索期は高度経済成長期も終焉に近づき社会問題も複雑化した時期である。疾病構造の変化に加えて身体障害者の障害の重度化も顕在化した。1960年代に発展を見せた九労の職リハについても、1970年代に入る頃には診療面にも疾病や障害変化の影響が見られ始め、医療、福祉を取り巻く環境にも新たな流れが起きていた。社会経済上の動向に影響を受けやすい職リハでは、従来とは異なる新たな展開が必要とされるようになったといえよう。各時期において特徴的な職リハの実践が行われている中、事例としてあげた九労は上記の全ての時期において多様な関与が確認でき、戦後から高度経済成長期までにおいて、身体障害者の職リハ領域において、先駆的なモデルとしての役割を果たしていたと考えられた。

## 7. おわりに

本研究では歴史的研究の手法を通じて、職リハは実践を基盤に成り立っているということを示した。この成果をライフワークに結びつけるヒントはリハ関連の人材育成の場にあると考え、本研究で学んだ学際的な視点と歴史研究の成果を活かしていきたい。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、戦後から高度経済成長期までの身体障害者に対する職業リハビリテーション（以下、「職リハ」とする）の実践を歴史的に分析し、さらに、社会経済的側面を踏まえ、職リハのモデルと考えられる労災病院における実践を例に考察を掘り下げることで、対象期間における身体障害者の職リハの実践と成果を示すことである。

そのための研究方法には、研究対象の性質を勘案し、自然科学的ではなく社会科学的方法を選択し、方法論として歴史研究法を用いた。本論文の新奇性は、リハビリテーション専門職である筆者が、自然科学からのアプローチではなく、社会科学の方法論で研究に取り組み、職リハを社会科学でとらえ直した点である。

研究の核心は戦後から高度経済成長期までの職リハの展開を各時代の社会構造的基盤を土台に論じた点であり、具体的には、先駆的・革新的な実践を推し進めた九州労災病院の実践と社会経済情勢との関連性が筆者による時代区分ごとに整理している。そして、九州労災病院がわが国の職リハのモデルとしての位置づけであったことが具にまとめられている。

残された課題は、この研究が現在と未来の職リハにどのような展望をもたらすのか、また、どのように取り組むのか、人材育成にどのように生かすのかという諸点である。今後は、高度経済成長期以降の職リハの歩みを社会経済的時間軸の中で体系化するとともに、社会政策との関連性についての分析に取り組むことを期待する。

本論文にはいくつかの要修正箇所が指摘されたが、いずれも軽微な内容であり、すべての修正が可能で

あることを確認した。全体を通して、本論文の研究論文としての完成度は高く、本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると評価し、博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいと判断し、合格との結論に至った。